

小矢部市告示第72号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成15年9月19日

小矢部市長 大家 啓



市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「メルヘンランド」を設定する区域			
	大字名	字名	地番	
小矢部市	埴生	上野	6の一部、4601の2の一部	
	蓮沼	西島	3578、3694、3695、3698	
	石坂	関野	2631	
			20の1、20の2、21の1、21の2、22の一部、 24の2、25の1、26、27、33、34	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。